

船舶事故調査報告書

令和6年5月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|--|
| 事故種類 | 乗揚 |
| 発生日時 | 令和5年7月10日 04時00分ごろ |
| 発生場所 | 鳥取県 ^{だいせん みさき} 大山町御崎漁港南方沖 御崎港北防波堤灯台から真方位197° 200m付近 (概位 北緯35° 31.7′ 東経133° 35.6′) |
| 事故の概要 | 漁船 ^{じょうせい} 穰世丸は、西南西進中、岩場に乗り揚げた。 |
| 事故調査の経過 | 令和5年8月29日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | 漁船 穰世丸、4.1トン |
| 船舶番号、船舶所有者等 | TT3-9005（漁船登録番号）、鳥取県漁業協同組合 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、一級小型 |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | プロペラシャフトに曲損、船首部キールに擦過傷等 |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 西南西、風速 約1～2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期 |
| 事故の経過 | <p>本船は、船長が1人で乗り組み、鳥取県北栄町北方沖での操業を終え、帰港する目的で、御崎漁港に向けて約10ノットの対地速力で西南西進した。</p> <p>船長は、御崎漁港の南東方にある変針予定場所に向けて自動操舵とし、操縦席に腰を掛けて単独で操船に当たっていたところ、眠気を感じたので、操縦席に腰を掛けたまま、時折背伸びをして眠気を払拭しようとしたものの、いつしか居眠りした。</p> <p>船長は、居眠りした状態で航行を続け、変針予定場所を通過した先にある御崎漁港南方沖の岩場（以下「本件岩場」という。）至近で目が覚め、目の前の岩場に気付いたが、どうすることもできず、本船が本件岩場に乗り揚げた。</p> <p>船長は、本事故の発生を所属漁業協同組合に連絡するとともに、海上保安庁に通報した。</p> <p>本船は、来援した所属漁業協同組合の職員が、本件岩場から本船の船首部を手で押し、離礁した。</p> <p>本船は、来援した僚船により、入渠^{きよ}することができる大山町^{おうさか}逢坂港までえい航された。</p> <p>船長は、操業を行う前、ふだんは09時から15時ごろまで約6時間の睡眠をとった後、16時ごろに出港して翌日の04時ごろ帰港していたが、本事故当時は前日04時30分ごろに起床してから所用により睡眠がとれないまま16時ごろに出港して当日の03時ごろまで</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>操業を行っており、疲労を感じていた。</p> |
| 分析 | <p>本船は、疲労を感じていた船長が、腰を掛けたまま、十分な居眠り防止措置を採らずに、自動操舵で西南西進中、居眠りして同じ針路で航行を続けたことから、変針予定場所を通過して、本件岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、本事故前日の04時30分ごろに起床し、その後睡眠をとることができないまま操業を行っていたことから、疲労を感じていたものと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、夜間、本船が、自動操舵で西南西進中、疲労を感じていた船長が、居眠りして同じ針路で航行を続けたため、変針予定場所を通過して本件岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p> |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、単独で航行中に眠気を感じた場合には、ガムを噛んだり、コーヒーを飲んだりするなど眠気を払拭する措置を採ること。 ・ 船長は、長時間の操業に出る際は、事前に十分な睡眠をとって出港すること。 |